

<一般委託>

市立追浜小学校ほか46校消防用設備点検業務委託仕様書

上記業務委託に基づく内容は、本仕様書の定めるところによる。

1	目的	消防法第17条3の3の規定に基づく消防用設備等の点検並びに保守を委託する。
2	履行期間	契約締結日から令和2年3月31日
3	施行場所	市立追浜小学校ほか46校
4	業務内容	別紙仕様書参照
5	特記事項	なし
6	関係法規	消防法
7	資格要件	本業務履行については、下記の資格を有すること。 (1)消防法第17条3の3に基づく消防設備士免状の交付を受けている者 (2)または総務大臣が認める資格を有する者
8	契約方法	総価による業務委託契約(一般委託)
9	支払方法	委託料は2回の分割支払いとし、前期及び後期の各業務について、各業務終了後受託者の請求により精算する。
10	その他事項	この仕様書に定めのない事項及び疑義を生じた場合は、別途協議するものとする。
11	監督員 連絡先	横須賀市教育委員会 学校管理課 矢嶋 046-822-8476

<指示又は希望事項>

グリーン 物品購入 及び 環境配慮 関係	<ul style="list-style-type: none"> ・この業務を施行するにあたって、仕様書でグリーン物品購入の指示がある場合は、横須賀市グリーン購入基本方針及び調達方針に基づく環境物品等を納入すること。また、仕様書で特に指示がない場合で委託代金に物品等の購入経費が含まれている場合は、できるだけこの方針に基づく環境物品等の調達をお願いします。 (上記方針については、本市のホームページ「よこすかのグリーン購入」参照) ・本市は、独自の環境マネジメントシステム(YES)により事務事業の環境負荷低減に努めているので、受託者においてもできる限り環境に配慮して業務を執行するようお願いいたします。
----------------------------------	--

内訳書

(税抜き)

No.	業務名	単位	数量	単価(円)	金額(円)
1	市立追浜小学校ほか46校消防 用設備点検業務	期	2		
2	ホース交換	本	2		

※単価、金額欄は、契約者が記入する。

市立追浜小学校ほか 46 校消防用設備点検業務委託仕様書

1. 業務名 市立追浜小学校ほか 46 校消防用設備点検業務委託

2. 施行場所

NO	学校名	電話	所在地	NO	学校名	電話	所在地
1	追 浜	865-2231	鷹取2-16-1	26	馬 堀	841-0234	馬堀町4-10-1
2	夏 島	865-3616	浦郷町4-35	27	望 洋	835-7766	桜が丘1-50-1
3	浦 郷	865-3921	追浜東町2-14	28	大塚台	830-5660	池田町3-1-1
4	鷹 取	866-1700	湘南鷹取4-7-1	29	浦 賀	841-0028	浦賀3-8-1
5	船 越	861-1253	船越町5-34	30	小原台	841-4666	小原台3-1
6	田 浦	861-1251	田浦町3-55	31	鴨 居	841-0140	鴨居3-1-6
7	長 浦	823-2324	安針台3-1	32	高 坂	841-4201	西浦賀3-1-1
8	逸 見	822-0201	西逸見町1-14	33	岩 戸	848-3460	岩戸5-20-1
9	沢 山	822-0057	東逸見町3-35	34	久里浜	835-0424	久里浜6-6-1
10	桜	822-3707	坂本町1-19	35	明 浜	835-0323	久里浜6-7-1
11	汐 入	822-0166	汐入町2-53	36	神 明	834-4315	神明町407
12	諏 訪	822-0058	小川町18	37	粟 田	848-6465	ハイランド 2-41-1
13	田 戸	822-0212	米が浜通2-12	38	野 比	849-7566	野比1-25-1
14	山 崎	822-0059	三春町6-4	39	野比東	847-1031	野比4-6-1
15	豊 島	822-0105	上町3-21	40	北下浦	848-0037	長沢1-29-1
16	鶴久保	824-0974	不入斗町1-1	41	津久井	848-5210	津久井5-2-1
17	公 郷	851-0029	公郷町4-5	42	長 井	856-1299	長井5-9-1
18	池 上	851-0447	池上3-5-1	43	富士見	856-4757	武3-19-1
19	城 北	851-2210	平作1-6-1	44	武 山	856-3126	太田和3-1-1
20	衣 笠	851-0334	小矢部2-16-1	45	荻 野	857-0018	荻野8-1
21	大矢部	834-7200	大矢部3-26-1	46	大 楠	856-0154	芦名1-29-18
22	森 崎	836-0233	森崎3-13-1	47	ゆうゆう 坂本相談 教室	※	坂本町2-39
23	大 津	836-3537	大津町3-24-1				
24	根 岸	827-0208	大津町5-5-1				
25	走 水	841-0203	走水2-2-2				

※ 諏訪小学校は諏訪幼稚園を含み、大楠小学校は大楠幼稚園を含むものとする。

※ 鷹取小学校および栗田小学校についてはデイサービスも含むものとする。

※ ゆうゆう坂本相談教室（旧坂本小学校）については支援教育課 822-8480 へ連絡する。

3. 目 的

消防法第 17 条の 3 の 3 の規定に基づく消防用設備等の点検並びに保守を委託する。

4. 対象設備

- (1) 自動火災報知設備（非常ベルを含む）
- (2) 防排煙設備（煙感知器連動シャッター、防火扉）
- (3) 屋内消火栓設備（非常電源専用受電設備を含む）
- (4) 非常警報設備（非常放送設備、スピーカー）
- (5) 避難設備（避難器具、誘導標識、誘導灯）
- (6) 消火器

5. 業務内容

(1) 点 検

前項の設備について定期点検を消防用設備等の点検の基準（消防庁告示）に基づき実施する。

(2) 点検結果の報告

点検の結果は全校の点検終了後、10日以内に所定の点検票に必要事項記入のうえ2部作成し、1部を教育委員会へ、1部を学校へ提出する。学校への提出の際には、点検結果の内容（特に不良箇所）を説明し、提出書類の防火管理者及び立会者の印を必ずもらうこと。

後期点検時に機器表等の参考資料に変更がある場合は、修正した参考資料を教育委員会へ提出する。

各施設の防火対象物の用途区分に応じ、消防法第17条の3の3の規定により点検後に消防署へ報告書を提出する必要がある場合は、所定の様式で作成した報告書を各施設の管轄区域である消防署へ提出すること。

（1年ごとに提出：鷹取小、諏訪小、栗田小、大楠小
3年ごとに提出：上記4校以外のすべての学校（前回30年度に提出済み、次回令和3年度に提出。）

消防署提出時に返却された報告書の副本は学校へ送付し、副本の写しを教育委員会へ提出すること。また消防署へ報告書を提出した結果、点検報告改修計画（報告）書の提出が必要となった場合は、各学校が作成した計画（報告）書を消防署へ提出すること。

(3) 点検の時期

前期（外観、機能、総合）点検、ホース交換を7月～9月、後期（外観、機能）点検を1月～3月に実施するものとする。

点検を行う日時は、受託者が各学校長と協議したうえで決め、作業前に教育委員会に作業日程表を提出し承認を得るものとする。

(4) 不良箇所の修理

定期点検時に判明した平易な不良の修理（概ね部品単価1,000円以下の修理）を行う。

(5) 不良箇所の報告

(4)で修理した以外の要修理箇所については、不良箇所の位置を記載した図面（学校備え付けの図面を基に作成すること）および、不良の状態・原因について記載した報告書を各学校ごとに作成し、教育委員会へ提出するものとする。図面及び報告書の作成においては、その位置や状態が客観的に判読できるよう、詳細に記載すること。

また、各学校の不良箇所について一覧表にまとめ、紙、および電子データ（エクセル形式）で教育委員会へ提出すること。

(6) 消火器について

- ① 外観点検はすべての消火器について実施すること。
- ② 機能点検は、製造年から3年（化学泡消火器及び酸アルカリ消火器にあつては1年）を経過したもの、または外観点検に異常が認められた場合に実施する。この場合において、3年を経過したものの機能点検においては、抜取り方式により点検を行うことができる。抜取りの割合は、各学校に設置されている消火器の本数の2割の本数とする。
- ③ 放出試験は、各学校で最も製造年が古いもののうち1本を実施すること。放出試験を実施した消火器については受託者引き取りとし、同型の新品（受託者が用意する）に交換すること。
- ④ 学校別に消火器の設置場所・階、メーカー、型、量、方式、製造年、型式番号、製造番号等を記載した一覧表を作成し、点検票とともに教育委員会へ提出すること。

(7) 消火栓消防用ホースについて

- ① 消防用ホースについては、製造から10年を経過したものについては、新品（受託者が用意する）に交換すること。
※交換対象ホース本数 ・40A×15m消火栓消防用ホース 2本
- ② 学校別にホースの設置箇所、製造年、不良状態（穴あき・耐圧不良等）を記載した一覧表を作成し、点検票とともに教育委員会へ提出すること。併せて、各学校のホースの製造年ごとの本数および耐圧試験を実施した直近の年月とその本数を記載した全校の一覧表を提出すること。

6. その他

各保守点検作業については、消防法第17条の3の3に基づく消防設備士免状の交付を受けている者又は総務大臣が認める資格を有するものが保守点検すること。

機 器 表

	消火器						自動火災報知設備											屋内消火栓設備				非常放送設備	
	4型	5型	6型	10型	20型	50型	受信機	差動分布	差動式	定温式	煙感知器	熱アナログ	発信機	地区音響	表示灯	予備電源	消火栓起動連動装置	消火栓ポンプ	制御盤	消火栓	ホース新品交換	放送設備メーカー・型名	スピーカー
追浜	27		4	3			1	5	89	13	7		13	14	13	1	1	1	1	1		TOA-FS-831	53
夏島	28		9	5			1	4	94	8	5		13	13	13	1	1	1	1	1		ヒカ-K-50S	53
浦郷	33		7	7			1	5	107	19	33		14	23	14	1	2	2	2	2		TOA-FS-991	83
鷹取	36		1	10			1	5	141	16	7		17	17	17	1	2	2	2	2		TOA-FS-941	74
船越	28		8	7			1	5	77	17	4		11	11	11	1	1	1	1	1		TOA-FS-831	54
田浦	28		6	6			1	6	77	14	5		10	10	10	1	1	1	1	1		TOA-FS-991	44
長浦	10		34	4			1	4	91	11	7		18	18	18	1	1	1	1	1		ヒカ-K-50S	51
逸見	27		2	2			1	4	61	10	4		6	13	6	1					6	TOA-FS-991	33
浪山	19		3	1			1	3	61	6	4		7	9	7	1	1	1	1	1		ヒカ-EM-K80D	23
桜	20		4	28			1	4	105	18	7		15		15	1	1	1	1	1		TOA-FS-961	120
汐入	26		10	2			1	5	73	13	5		10	11	10	1	1	1	1	1		TOA-FS-941	42
諏訪				33		1	1	16	159	49	29		13		13	1	1	1	1	1		ヒカ-EM-E900	203
田戸	17		19	9			1	5	105	8	4		13	14	13	1	1	1	1	1		ヒカ-K-50S	57
山崎	35		3	3			1	4	108	10	6		15	15	15	1	1	1	1	1		ヒカ-EM-K80D	62
豊島	29		5	8			1	4	100	9	6		8	9	8	1					7	TOA-FS-941	56
鶴久保	35		6	5			1	7	127	18	9		17	17	17	1	2	2	2	2		TOA-FS-991	66
公郷	27		14	2			1	5	137	13	10		17	18	17	1	2	2	2	2		ヒカ-EM-K80D	86
池上	31		7	8			1	5	119	16	8		17	17	17	1	1	1	1	1		TOA-FS-941 TOA-FS-991	83
城北	30		13	2			1	5	107	9	6		16	18	16	1	1	1	1	1		TOA-FS-831	68
衣笠	19	7	7	2			1	5	101	10	4		10	10	10	1	1	1	1	1	2	TOA-FS-991	52
大矢部	33		3	6			1	5	111	15	4		14	14	14	1	1	1	1	1		TOA-FS-991	62
森崎	36		8	3			1	9	103	12	6		20	21	20	1	1	1	1	1		TOA-FS-941	67
ゆうゆう坂本	3		6	6			1	4	15	4	1		3	3	3	1						実施しない	—
大津	33		6	3			1	6	89	10	4		14	17	14	1	2	2	2	2		TOA-FS-831	54
根岸	29		14	4			1	4	130	19	14		17	17	17	1	1	1	1	1		TOA-FS-991	67
走水	23		1	5			1	4	80	6	4		9	9	9	1	1	1	1	1		TOA-FS-991	44
馬堀	30		6	4			1	5	103	11	7		14	15	14	1	1	1	1	1		TOA-FS10-4010	58
望洋	31		4	4			1	5	107	16	9		13	14	13	1	2	2	2	2		ヒカ-K-50S	60
大塚台				66			P1台		23	3	77台	51	235	24		24	1	1	1	1	21	松下-WK-850	148
浦貫	35		2	5			1	12	86	8	6		18	18	18	1	1	1	1	1		TOA-FS-831	65
小原台	34		8	7			1	4	111	14	5		15	15	15	1	1	1	1	1		TOA-FS-831	64
鶴居	39			5			1	7	104	11	8		21	21	21	1	2	2	2	2		TOA-FS-991	69
高坂	39		4	1			1	5	122	14	7		16	18	16	1	3	3	3	3		ヒカ-K-50S	69
岩戸	32		2	6			1	5	94	10	7		13	13	13	1	2	2	2	2		TOA-FS-941	55
久里浜	36		11	1			1	5	121	12	7		16	17	16	1	2	2	2	2		ヒカ-K-50S	95
明浜	34		11	6			1	5	127	17	12		19	20	19	1	1	1	1	1		TOA-FS-831	77
神明	37		3	7			1	4	118	18	4		14	14	14	1	1	1	1	1		TOA-FS-961	63
粟田	34		9	4			1	5	133	21	9		17	19	17	1	1	1	1	1		ヒカ-K-50S	66
野比	26		8	5			1	5	90	12	5		14	14	14	1	1	1	1	1		TOA-FS-991	63
野比東				46			1	4	124	17	8		19		19	1	1	1	1	1		TOA-FS-941	53
北下浦	30		7	1			1	3	83	12	7		12	15	12	1	1	1	1	1		TOA-FS-831	35
津久井	38			8			1	5	134	13	5		16	17	16	1	2	2	2	2		TOA-FS-831	74
長井	31		5	5			1	5	116	9	6		16	17	16	1	1	1	1	1		TOA-FS-941	59
富士見	32		4	4			1	4	83	11	5		10	10	10	1	1	1	1	1		TOA-FS-991	46
武山	42		2	11			1	11	161	24	12		24		24	1	1	1	1	1		TOA-FS-991	69
菟野	29		6	3			1	5	103	14	6		16	17	16	1	1	1	1	1		ヒカ-R-32S	49
大楠	11		4	31	1		2	5	119	17	12		16	17	16	2	3	3	3	3		TOA-FS-831	52
合計	1,282	7	290	404	1		47	247	4,829	637	350	235	680	629	680	48	58	58	58	658	2		3,046
合計						50型 1	P1台				77台 51												

※後期点検後、この表の内容に変更がある場合には、修正した機器表を点検票とともに提出すること。

機 器 表

	誘導灯設備						防火防排煙設備								避難器具設備			非常電源	粉末消火	連結散水設備		
	避難口 誘導灯C 級	避難口 誘導灯B級	避難口 誘導灯 40W	避難口 誘導灯A 級	通路階段 誘導灯C 級	通路階段 誘導灯B 級	通路階段 誘導灯 40W	連動盤	熱感知器	煙感知器 (イオン)	煙感知器 (光電式)	防火扉	シャッ ター	ダンパー	予備電源	緩降機	避難 はしご	救助袋	専用受電	移動式 粉末消火 設備	送水口	散水 ヘッド
追浜		5					1			15	2	14		1			1	1				
夏島	1	4					1		6	8	2	12		1								
浦郷	5	5			1		1			29	11	16		1		2						
鷹取		12			1	1	2			22	9	10		1								
船越		4					1			16	5	11		1								
田浦		5					1			12	1	11		1		3						
長浦		8					1			22	17			1		1	1	1				
逸見		4					1			8		8		1		1						
浪山		8					1			9	2	7		1								
桜		13				1	1			14	5	9		1			1	1				
汐入		5					1			9	2	7		1								
諏訪		38					1			13	3	8		1								
田戸		3					1			20	8	12		1								
山崎	3	5					1			14	4	10		1								
豊島	4	8					1			19	8	9		1		5						
鶴久保		5					1		1	20	8	15		1								
公郷		5					1		1	22	12	8		1		1	2	1				
池上		11				2	1			12		13		1								
城北		5					1			19	3	16		1			2	1				
衣笠		4					1			2		2		1		4						
大矢部	1	6					1			13	1	11		1								
森崎		5					1			16	4	13		1								
ゆうゆう坂本	1	8				2	1							1								
大津		5					1			6	3	3		1								
根岸	1	4					1		12	2	7	6		1								
走水		5					1			8	7	1		1								
馬堀		4					1			9	2	7		1								
望洋	1	6					1			18	8	10		1			1	1				
大塚台		11		1	5	5	2	2		30	29	12	3	1			1	1	1	8	78	
浦貫	1	4					1			12	4	8		1								
小原台	1	4					1			18	4	14		1								
鶴居	1	4					1			23	10	11		1								
高坂		4					1			23	8	14		1								
岩戸	2	5			1		1			16	6	13		1								
久里浜	1	4					1			19	14	6		1								
明浜		9			2		1			10	3	5		1								
神明	3	5					1			15	3	9		1								
粟田	1	15			3	1	1			21	14	5		1								
野比		5					1			16	3	12		1			2	1				
野比東	6	5			1		1	1		16	10	5		1								
北下浦		5					1			16		16		1								
津久井		5					1			23	4	16		1								
長井		5					1			15		15		1			2	1				
富士見		6					1			13	1	12		1								
武山	3	4			4		1	2		22	5	17		1								
萩野		5					1			18	2	14		1								
大楠	1	8	6		2		2			15	5	9		2								
合計	37	313	6		20	23	2	48	5	20	718	259	462	3	47	0	17	13	46	1	8	78

※後期点検後、この表の内容に変更がある場合には、修正した機器表を点検票とともに提出すること。